

【参考資料】

➤安中市景観計画のポイント

≪エリア取り≫

- ・市域をさらに 5 エリアに分割し、それらに重ねる形で沿道地区を位置付けました。主な沿道地区は、国道 18 号、西毛広域幹線道路、旧中山道沿道等をラインで指定し、これらの道路に面した敷地です。

≪建築物について≫

- ・建築物については、沿道地区、都市計画区域外では、全ての建築物が届出の対象となります。
- その他の地区については、一定規模を超えるものが届出対象です。

≪太陽光について≫

- ・太陽光発電設備については、周囲の景観と調和した素材や形状の植栽やルーバー等で目隠しをすることとしています。ただし、営農型の太陽光発電設備は除きます。

≪色彩について≫

- ・色彩基準については、マンセル表色系に基づき基準を設定しています。マンセル表色系では、色彩を色相・明度・彩度に分けて表現しており、それぞれ、色を数値化して表現する方式です。景観計画内では、鮮やかさを表わす「彩度」のみ、数値基準を設けました。

≪公共施設について≫

- ・景観重要公共施設(※)として、景観重要道路に西毛広域幹線道路、景観重要公園に米山公園を指定しました。

※行政による景観形成を先導する取組を推進していくため、景観まちづくりに特に重要な施設